

(2) 事故防止

① 令和4年度事故報告について

令和4年度に市に提出された事故報告は合計で985件（うち死亡34件）でした。傾向としては、**転倒・転落による事故が毎年半数以上**を占めています。また、**事故の要因として、見守り・巡視の不足が全体の5割以上**となっています。

各事業所においては、予防策及び再発防止策の検討を十分に行い事故防止に努めていただくとともに、マニュアルの整備（整備済みの事業所においては定期的なマニュアルの見直し）や研修の実施等を行い、**事故が発生した場合や利用者の状態が急変するなどの緊急時に、従業者が速やかに適切な対応ができるよう体制を整備**してください。

令和4年度 市に報告された事故報告の内容及び要因

要因	内容									
		A 転倒	B 転落	C 誤嚥・ 窒息	D 異食	E 誤薬、 与薬 もれ等	F 医療処置 関連 (チューブ 抜去等)	G 不明	H その他	I うち 死亡
1	利用者の状態の把握が不十分	110	9	12	3	0	3	17	23	5
2	業務内容の確認が不十分	44	13	4	1	26	1	2	22	1
3	見守り・巡視の不足	438	44	3	0	0	1	27	23	6
4	職員の知識・技術の不足	6	3	0	0	0	1	0	7	0
5	引継・申送りの不足・誤り	5	1	2	4	0	0	0	6	0
6	上司の指示不足・誤り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	その他	9	0	7	1	1	3	6	59	19
8	不明	4	1	3	0	1	0	26	3	3
計		616	71	31	9	28	9	78	143	34

計 985

② 事故発生時の対応について

介護保険サービス（お泊りデイ含む）に係る事故※が発生した場合は、介護保険法上、保険者等に対する報告が義務付けられています。

下記に示した事故については、事故報告書により介護保険課に報告してください。

報告書の様式は**静岡市ホームページ**（URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003362.html）に掲載しています。障害サービスの事故報告書や、旧様式で提出されている事業所が見受けられるため、確認の上、ホームページ上に掲載されている最新の様式にて報告をお願いします。

【提出が必要となる事故】

- ・ **死亡事故**
- ・ **医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故**

※介護事故と関わらない受診等（持病による病死等）は届出の必要はありません。

【提出先】 介護保険課